

○奈良県営自転車競技条例

昭和二十五年三月三十一日

奈良県条例第五号

改正 昭和二十七年五月一六日条例第一八号

昭和二十八年四月三日条例第二六号

昭和三十二年一月二四日条例第四八号

昭和三三年四月一日条例第一六号

昭和三七年一〇月一五日条例第二〇号

昭和三九年三月三十一日条例第三六号

昭和六〇年一月二三日条例第一〇号

平成一九年三月一九日条例第三九号

平成一九年一月一四日条例第二二号

平成二〇年一月一〇日条例第一二号

平成二六年七月一〇日条例第八号

本県県会の議決を経て奈良県営自転車競技条例を次のように定める。

奈良県営自転車競技条例

(趣旨)

第一条 県が行う競輪は、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)及び自転車競技法施行規則(平成十四年経済産業省令第九十七号)によるほか、この条例の定めるところによる。

(昭二八条例二六・昭六〇条例一〇・平一九条例二二・一部改正)

(実施事務の委託)

第二条 知事は、自転車競技法第三条の規定により、競輪の実施に関する事務を公益財団法人JKA又は公益社団法人全国競輪施行者協議会に委託することができる。

(昭三七条例二〇・全改、昭六〇条例一〇・平一九条例三九・平一九条例二二・平二〇条例一二・平二六条例八・一部改正)

(秩序の維持等の措置)

第三条 知事は、競輪場内の秩序を維持し、又は競輪の公正及び安全を確保するため、競輪場内への入場を禁止し、入場者に対し競輪場外への退去を命ずる等必要な措置を講ずることができる。

(昭六〇条例一〇・追加)

(その他)

第四条 この条例に定めるもののほか、競輪の実施につき必要な事項は、知事が定める。

(昭三九条例三六・旧第六条繰上、昭六〇条例一〇・旧第三条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和二七年条例第一八号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

附 則(昭和三七年条例第二〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第三六号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三〇年条例第一〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第三九号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第二二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第一二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第八号)

この条例は、公布の日から施行する。